

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京地下鉄株式会社			コード	9023
提出日	2025/6/10	異動(予定)日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし	
1	小林英三	社外取締役	○														○		有
2	武井奈津子	社外取締役	○														○		有
3	井村順子	社外取締役	○														○		有
4	加藤一誠	社外取締役	○														○	新任	有
5	櫛引雅亮	社外監査役	○						△									新任	有
6	坂井辰史	社外監査役	○												△			新任	有
7	延與桂	社外監査役																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	なし	日本銀行理事のほか、日本証券金融株式会社において代表取締役社長を務めるなど、経営、財務・会計、人事・労務・人財開発に関する豊富な経験、知見を有しており、経営陣から独立した客観的視点から業務執行に対する監督をすることに適任であると考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
2	なし	ソニーグループ株式会社において常務法務部シニアゼネラルマネジャーを務めるなど、経営、法務、リスクマネジメントに関する豊富な経験、知見を有しており、経営陣から独立した客観的視点から業務執行に対する監督をすることに適任であるとと考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
3	なし	新日本有限責任監査法人(現: EY新日本有限責任監査法人)においてシニアパートナーを務めるなど、財務・会計、人事・労務・人財開発、サステナビリティに関する豊富な経験、知見を有しており、経営陣から独立した客観的視点から業務執行に対する監督をすることに適任であるとと考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
4	なし	慶應義塾大学商学部教授を務めるなど、経営、財務・会計、安全・輸送サービスに関する豊富な経験、知見を有しており、経営陣から独立した客観的視点から業務執行に対する監督をすることに適任であるとと考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
5	櫛引雅亮氏は、2025年3月まで、株式会社プロネットの業務執行者を務めており、同社にとって当社は連結売上高の2%以上を占める取引先に当たるものの、同氏は監査、財務・会計、法務・リスクマネジメントに関する見識に長け、その人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社としては考えており、また、同社の業務執行者であった期間も短期間であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、当社が定める独立役員に係る独立性判断基準を充足するものとして、同氏を独立役員として指定しました。	双日株式会社において常勤監査役を務めるなど、監査、財務・会計、法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験、高い知見を有しており、経営を監査することに適任であるとと考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
6	坂井辰史氏は、みずほフィナンシャルグループ特別顧問であります。同グループと当社は取引関係にありますが、同社との取引規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて要職を歴任するなど、金融機関中核における豊富な経験、高い知見を有しており、経営を監査することに適任であるとと考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
7	なし	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長を務めるなど、都行政において豊富な経験、高い知見を有しており、経営を監査することに適任であるとと考えております。

4. 補足説明

【独立性判断基準】

当社の社外役員について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下各号のいずれの基準にも該当しない場合、独立性を有するものと判断する。

- (1) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結売上高の2%以上を占める取引先」の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人。以下同じ。）
 - (2) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社が連結売上高の2%以上を占める取引先」の業務執行者
 - (3) 「当社の主要な借入先（過去3事業年度末において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）」の業務執行者
 - (4) 「過去3事業年度末のいずれかにおいて、総議決権の10%以上を保有する当社の主要株主」の業務執行者
 - (5) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間10百万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（その者が法人等の団体である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている財産上の利益が年間収入の2%を超える法人等の団体に所属する前段に掲げる者）
 - (6) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間10百万円超の寄付・助成を受けている者。ただし、その者が法人である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている寄付・助成が、その者の年間売上高又は年間総収入の2%を超える法人の業務執行者である者
 - (7) 最近3年間において、当社の外部会計監査人であった公認会計士又は監査法人に所属する者（ただし、事務的又は補助的スタッフを除く。）
 - (8) 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族
 - (9) 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有している者
- なお、上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。